

新庄市第3子以降児童等学校給食費無償化事業および 新庄市第2子児童等学校給食費半額補助事業について

保護者の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進するため、下記の要件に該当する第3子以降児童等の学校給食費の無償化および第2子児童等の学校給食費の半額補助を実施します。

※このお知らせは、制度の対象外となる方も含め、新庄市立学校に在籍する全ての児童生徒の世帯に配布しています。

● 第3子以降児童等学校給食費無償化の対象となる要件

以下の①から③を全て満たす場合に、以下①の子のうち年長の者から数えて3人目以降の子の学校給食費が無償化の対象となります。(学校給食費の集金はありません。)

- ①新庄市内に住所を有し、小学校1年生から中学校3年生までの子が3人以上いる保護者。
- ②①の子のうち年長の者から数えて3人目以降の子が学校給食の提供を受けている。
- ③生活保護で学校給食費の支援を受けていない世帯。

● 第2子児童等学校給食費半額補助の対象となる要件

以下の①から③を全て満たす場合に、以下①の子のうち年長の者から数えて2人目の子の学校給食費が半額補助の対象となります。(学校給食費の集金が半額となります。)

- ①新庄市内に住所を有し、小学校1年生から中学校3年生までの子が2人以上いる保護者。
- ②①の子のうち年長の者から数えて2人目の子が学校給食の提供を受けている。
- ③生活保護で学校給食費の支援を受けていない世帯。

● 無償化・半額補助の対象となる児童等の例

	第1子	第2子	第3子	第4子	無償化・半額補助の対象者
例1	中学生（ア）	中学生（イ）	小学生（ウ）		（イ）半額・（ウ）無償
例2	高校生（ア）	中学生（イ）	中学生（ウ）	小学生（エ）	（ウ）半額・（エ）無償
例3	高校生（ア）	高校生（イ）	中学生（ウ）	小学生（エ）	（エ）半額
例4	高校生（ア）	高校生（イ）	中学生（ウ）		対象者なし

● 制度の対象となる場合

申請は不要です。対象となる児童等の保護者の方には、4月初旬に児童生徒を通じて、補助金該当通知書をお渡しします。対象となるにも関わらず、補助金該当通知書がお手元に届かない場合には、4月30日（水）までに学校教育課へお問い合わせください。

年度途中で世帯の状況に変更が生じた場合（就学させる義務を負う子の人数に変更があった場合や生活保護に関する変更があった場合）には、速やかに下記までご連絡ください。

お問い合わせ先 新庄市教育委員会 学校教育課 直通 0233-23-5003